

令和5年度島根県福祉サービス第三者評価事業更新時研修開催要項

【目的】 「福祉サービス第三者評価事業に関する方針」の改正により、平成31年4月1日より、第三者評価機関認証更新に係る要件等の明確化が図られるとともに「更新時研修」が創設されました。本研修会は、島根県において、評価機関評価調査者の質の確保と信頼性の向上を目的として開催します。

【実施主体】 島根県

【実施機関】 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【期 日】 令和5年6月16日（金）

【会 場】 いきいきプラザ島根 201研修室（松江市東津田町1741-3）

【参加対象】

- 評価機関認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む）が10件以上の評価機関は、受講するよう努めなければならない。
- 当該評価件数が10件未満の評価機関は、必ず受講しなければならない。
- 「島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿」に掲載された者

【定 員】 10名

【日程・内容】

時 間	研修科目	目的・内容	講 師
9:10～ 9:25	受付		
9:25～ 9:30	開会		
9:30～11:00	第三者評価事業の動向と課題 社会福祉制度の動向	○ 第三者評価事業をめぐる動向と課題について ○ 社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	島根県健康福祉部 地域福祉課
11:10～14:00 (12:10～13:00 昼食・休憩)	分野ごとの第三者評価のポイント	○ 分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	(有)保健情報サービス 代表取締役 清水 浩史郎 氏
14:10～16:10	演習	○ 分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	
16:20～17:20	講評・まとめ	○ 演習の成果に基づいて評価調査として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	

【申込み方法等】

- ① 受講を希望する方は、令和5年5月19日（金）までに別紙申込書により申し込んでください。
- ② 受講決定通知を受講申込書の現住所あてに発送いたします。届かない場合には、お手数ですが島根県福祉人材センター 担当 三神（0852-32-5975）までご連絡ください。

③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を発送します。令和5年6月9日（金）までに所定の方法により受講料をお振込みください。

受講料：3,000円

④ 決定後の受講取り消しはご遠慮下さい。やむを得ず受講取消をされる場合、令和5年6月9日（金）午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料はご負担いただきます）

【修了証書】

- 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした出席者には、島根県知事名の修了証書が交付されます。
- 1科目でも、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。（但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します。）

※研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合は、県と協議の上、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください

- ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
- ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
- ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【その他】

- ① 各講義後に研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ② 昼食は550円（弁当のみ、税込み）で斡旋します。受付時に注文を伺います。
- ③ 会場は、室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備してください。
- ④ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤ 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します
- ⑦ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑧ 福祉サービス第三者評価の概要等について、島根県のホームページにも掲載されています。
トップページ>くらし>福祉>地域福祉>福祉サービス第三者評価

【問合せ先】

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／三神・永島
TEL：0852（32）5975 FAX：0852（32）5956
<https://www.shimane-fjc.com/index.html>

《いきいきプラザ会場案内》

◆交通（JR松江駅から）◆

松江市営バス「南循環線外回り」行き
または「県合同庁舎」行きに乘車、「県合同庁舎前」下車（所用時間20分程度）

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講者名簿の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。